

# 医療法人等の事業税所得金額計算書 記載の手引き

令和2年4月  
宮崎県

## 1 医療法人等の事業税について

医療法人等の事業税については、地方税法第72条の23第2項の規定により、その所得の算定において法人税の課税標準である所得の計算の例によらず、社会保険診療について支払いを受けた金額は益金の額に算入せず、また、経費は損金の額に算入しないこととされています。

したがって、法人税の課税標準である所得金額とは異なった金額を課税標準とするため、本県で定める「医療法人等の事業税所得金額計算書」（以下「医療法人等計算書」といいます。）により課税標準となる所得金額の算定を行った上で事業税の申告をしていただくこととしています。

## 2 医療法人等計算書の提出について

(1) この計算書は、宮崎県に主たる病院・診療所等を有する①医療法人（公益法人及び人格のない社団等で医療保健業を行うものを含みます。）又は②医療施設に係る事業を行う農業協同組合連合会（以下①、②を「医療法人等」といいます。）が、法人の事業税の確定申告書及びこれに係る修正申告書を宮崎県に提出する場合には、必ず添付してください。

また、法人税において更正を受け、宮崎県が更正する必要がある場合にも提出をお願いすることがあります。

(2) 次に掲げる法人は、この計算書の添付は不要です。

- ・ 主たる病院・診療所等が他の都道府県にある医療法人等
- ・ 法人税の申告において、租税特別措置法第67条第1項の規定（社会保険診療報酬の所得計算の特例）の適用を受ける医療法人（以下「特例適用法人」といいます。）

なお、特例適用法人は、地方税法施行規則（以下、「規則」といいます）第6号様式別表5の「備考」欄にその旨を記載するとともに、法人税の明細書別表十(十)を提出してください。

## 3 その他の添付資料

申告書には、医療法人等計算書、規則第5条に定める様式とともに、次の書類の添付をお願いします。

- ・ 介護保険法関連収入がある場合は、この手引きの6ページ「介護保険のサービスの種類と計上区分」（別紙様式2）
- ・ 決算書（貸借対照表及び損益計算書）
- ・ 法人税申告書別表1及び別表4の写し
- ・ その他参考となる事項（雑収入の内訳等）

※「医療法人等計算書」及び「介護保険のサービスの種類と計上区分（別紙様式2）」については、県庁ホームページに掲載しておりますのでご活用ください。

(<http://www.pref.miyazaki.lg.jp/download/page/page00117.html>)

## 4 御不明な点は、各県税・総務事務所にお問い合わせください。

事務所名	郵便番号	住所	電話
宮崎県税・総務事務所課税第一課課税第一担当	880-0805	宮崎市橘通東1-9-10	0985-26-7274
日南県税・総務事務所課税課税課税担当	887-0031	日南市戸高1-12-1	0987-23-7136
都城県税・総務事務所課税課税課税第二担当	885-0024	都城市北原町24-21	0986-23-4589
小林県税・総務事務所課税課税課税担当	886-0004	小林市細野367-2	0984-23-3194
高鍋県税・総務事務所課税課税課税担当	884-0002	高鍋町大字北高鍋3870-1	0983-23-0213
日向県税・総務事務所課税課税課税担当	883-0046	日向市中町2-14	0982-52-4148
延岡県税・総務事務所課税課税課税第二担当	882-0872	延岡市愛宕町2-15	0982-35-1811

## 5 所得金額等の計算欄（上段部分）の記載方法

「総所得金額①」欄	<p>「所得金額に関する計算書（第6号様式別表5）」（以下「第6号様式別表5」といいます。）の「再仮計」欄の金額を記載してください。          なお、当該金額が欠損金額である場合は、当該金額に△を付して記載してください。</p>	
「土地等の譲渡益（損）②」欄	<p>総所得金額の計算上、益金又は損金の額として計算した「土地譲渡益等」がある場合は、次式により「土地等の譲渡益（損）②」の金額を算定してください。  <math display="block">\text{土地等の譲渡益（損）②} = \text{譲渡収入} - (\text{取得及び譲渡に要した経費})</math>         なお、上記算式によらず、租税特別措置法の土地の譲渡等に係る譲渡利益金額の計算の例により、土地の譲渡等に係る所得等を算定した場合は、当該金額を土地譲渡益等の金額とします。          営業権の譲渡、贈与、寄附金、受贈益及び寄贈益の収入がある場合、軽微なものを除き、土地譲渡益等と同様の取扱いをします。          また、法人税法及び租税特別措置法の規定に基づき損金の額に算入した部分の金額（圧縮損等）は、土地の譲渡益等の計算上損金に計上します。          この欄への計上がある場合には、当該所得金額の内訳書を添付してください。</p>	
課税標準の算定の基礎となる所得金額③欄	<p>総所得金額①から土地等の譲渡益（損）②を控除して、あん分の基礎となる所得金額③を算出します。</p>	
せ健医 て業療 行以保 つ外健 ての業 い事と る業医 場を療 合併保	医療保健業の所得金額④欄	<p>まず、下記の⑦及び⑧欄の計算を行います。          次に医療保健業のみの所得計算を次式により行います。  <math display="block">\text{④} = \text{③} \times \{ \text{⑦} \div (\text{⑦} + \text{⑧}) \}</math></p>
	医療保健業以外の事業所得金額⑤欄	<p>あん分の基礎となる所得金額から、④欄で算出した医療保健業の所得金額を控除し、医療保健業以外の事業の所得金額を計算します。</p>
礎所 と得 な金 額の 計 入 算 金の 額基 の社	社会保険診療分に係る収入金額⑥欄	<p>「社会保険診療分に係る事業収入金額 計（A）」欄の金額を転記してください。</p>
	医療保健業の総収入金額⑦欄	<p>「医療保健業の総収入金額（C）」（= A + B）欄の金額を転記してください。</p>
	医療保健業以外の事業収入金額⑧欄	<p>「医療保健業以外の事業収入金額 計（D）」欄の金額を転記してください。</p>
の社 会 所 保 得 険 診 金 療 額分	医療保健業のみを行っている場合⑨欄	<p>(1) 医療保健業のみを行っている場合は、次式により算定してください。  <math display="block">\text{⑨} = \text{③} \times \text{⑥} \div \text{⑦}</math></p>
	医療保健業と医療保健業以外の事業を併せて行っている場合⑨欄	<p>(2) 医療保健業と医療保健業以外の事業を併せて行っている場合、次式により算定してください。  <math display="block">\text{⑨} = \text{④} \times \text{⑥} \div \text{⑦}</math></p>
	<p>なお、この欄に記載すべき所得金額に、1円未満の端数があるときはこれを切り上げ(欠損金額の場合は切り捨て)てください。          また、算定した⑨欄の金額は、第6号様式別表5の「社会保険等に係る医療の所得」に転記してください。</p>	
当期分の課税所得金額⑩欄	<p>⑨の計算で算出した(1)又は(2)を用いて、次式により計算してください。  <math display="block">\text{⑩} = \text{①} - \text{⑨}</math></p>	
前7年以内の繰越欠損金等又は災害損失金の当期繰越控除額⑪欄	<p>前7年以内の繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額を記載してください(会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の当期控除額を含みます。)          なお、繰越控除が認められる金額は課税事業について生じた欠損金額に限られます。</p>	
課税標準となる所得金額⑫欄	<p>⑫ = ⑩ - ⑪により算定してください。なお、算定した金額は第6号様式別表5「所得金額再差引計」に転記してください。</p>	

## 6 「所得金額の計算の基礎となる収入金額の明細」欄（下段部分）の記載方法

<p>「社会保険診療分に係る収入金額」の各欄</p>	<p>地方税法第72条の23第3項の社会保険関係法律等の規定に基づく医療等の給付について収入計上した次の金額を各法律ごとに記載してください。</p> <p>ア 保険者からの収入金額</p> <p>イ 被保険者が負担する一部負担金（家族療養費、入院時食事療養費、訪問看護療養費等に相当する分を含みます。）</p> <p>ウ 社会保険各法に係る医療費を被保険者（医療助成対象者を含みます。）に代わって、宮崎県等が支払った金額</p> <p>なお、社会保険各法に基づく医療費でないもの（妊婦、乳児、特定健康診査の委託料等）はその他の収入金額になります。</p> <p>「社会保険診療分に係る収入金額」の各欄で「社会保険分の医療収入金額の窓口収入」及び「公費負担分のうち社会保険分の医療収入金額」は、空欄にそれぞれ別書きしても差し支えありません。</p>
<p>「その他の収入金額」の各欄</p>	<p>当期分の医療保健業収入、営業外収益及び特別利益等の収入金額のうち、社会保険診療分に係る収入金額以外の収入金額を各収入科目ごとに記載します。この場合、次の点に留意してください。</p> <p>ア 利子等及び配当等の収入は、所得税額・利子割額を含んだ金額を記載してください。</p> <p>イ すべての収入金額であん分するのが原則ですが、その他の収入に含まないものについては、下表を参照してください。</p> <p>なお、印刷されている項目に当てはまらないものがある場合は空欄を利用して記載してください。</p>
<p>「医療保健業以外の事業収入金額」欄</p>	<p>医療保健業以外の事業について、支払いを受ける金額を記載してください。</p> <p>なお、当該金額が医療保健業に比して社会通念上独立した事業部門とは認められない程度の軽微なものであり、かつ医療保健業の付帯事業として行われていると認められる場合は、当該金額は(15)の欄に記入してください。</p> <p>※1 「軽微なもの」とは、一般に当該事業の売上金額が医療保健業の売上金額の1割程度以下であり、かつ、当該事業の経営規模が同種の事業を行う他の法人との比較において均衡を失しないと認められる程度のものをいいます。</p> <p>※2 「付随収入・付帯事業収入」とは医療保健業の事業目的の遂行又は患者等の便宜に資するため等の理由から医療保健業に付随して行われる事業をいいます。</p>
<p>その他留意事項</p>	<p>法人税法別表4で加算減算した収入金額は、損益計算書の各科目ごとの計上方法に従い、収入金額にそれぞれ加算又は減算してください。</p> <p>なお、法人税の修正申告又は更正・決定による加算又は減算された収入金額についても同様に計算してください。</p>

## 7 「所得金額の計算の基礎となる収入金額の明細」欄に記載しない（あん分計算に用いない）収入金額

<p>受取配当等</p>	<p>受取配当等のうち、法人税法第23条（受取配当等の益金不算入）の規定により益金に算入されない金額</p>
<p>経費の戻入等</p>	<p>① 各種引当金及び準備金の益金算入額等の経費の戻入に相当する収入</p> <p>② 一度経費として支出した後、当該経費が過大であるため払い戻されたことによる収入</p> <p>（例1）租税の還付金（還付加算金はその他の収入金額に含めます。）</p> <p>（例2）償却資産の売却益（ただし、取得価額を超えた部分は、その他の収入金額に含めます。）</p> <p>③ 従業員の福利厚生としての経費に充てるため従業員から徴収している収入</p> <p>（例1）従業員の社宅・寮等の使用料収入及び食事代収入</p> <p>（例2）従業員のために設けた保育施設の利用料金</p>
<p>消費税（地方消費税を含む。）</p>	<p>計上した収入金額に消費税が含まれる場合は、その消費税額（ただし、課税事業者に限ります。）。この場合、消費税申告書の写しを添付してください。</p>
<p>益金に計上した消費税の額（注）</p>	<p>還付された消費税額はその他収入に含みません。</p> <p>（注） 税抜き経理方式で、借受消費税から仮払消費税を差し引いた金額より簡易課税制度を適用した場合の消費税の額が少ない場合には、その差額は益金に算入されますが、この場合の益金に算入した金額は、その他の収入に含めません。</p>
<p>その他</p>	<p>「その他の収入金額」及び「その他の収入金額に含まないもの（所得のあん分計算に用いないもの）」については4～5ページの取扱一覧表を参照してください。</p> <p>補助金等・・・（注5）（注6）を参照してください。</p> <p>保険金・・・（注7）を参照してください。</p>

## 8 「所得金額計算の基礎となる収入金額の明細」の記載上の留意点(取扱一覧表)

記載されていない収入科目の収入金額については、この一覧表に準じて計上してください。

(a) 又は (b) 欄の○印の項目を計上してください。

(c) 欄に該当するものは、所得のあん分計算に用いないため、計上不要です。

(d) 欄に該当するものは、別途計算を行います。

収入科目	医療保健業の収入金額			医療保健業以外の収入金額 (d)
	社会保険診療分に係る収入金額 (a)	その他の収入金額 (b)	(b)に含まない(所得のあん分計算に用いない)金額 (c)	
社会保険分の医療収入	○			
介護保険収入	○(注1)	○(注2)		
生活保護法に規定する介護扶助に係る収入	○(注1)	○(注1以外)		
窓口現金収入	○ (社会保険分)	○ (社会保険分以外)		
家族療養費	○(注3)			
公費負担分	○ (社会保険分)	○ (社会保険分以外)		
保険等査定増減	○ (社会保険分)	○ (社会保険分以外)		
地方公務員災害補償法等の医療収入		○		
自動車損害賠償責任の医療収入		○		
公害診療収入	○ (非公害医療機関分)	○ (公害医療機関分)		
自費診療収入		○		
入院料、ベッド代差額収入		○		
健康診断・受託医療収入		○		
医療相談収入		○		
事務取扱手数料		○		
付添人食事代収入		○		
健康診断等証明収入		○		
生産品等販売収入		○		
受託技工、検査料等収入		○		
嘱託収入		○		
受取利息配当金		○	○(注4)	
電話、電気、ガス、テレビ、寝具等使用料収入		○		
不用品売却収入		○		
従業員給食収益			○	
院内保育の保育料収入			○ (従業員使用分)	
社宅・寮収入		○ (役員への貸与分)	○ (従業員使用分)	
企業年金払戻金			○	
債務免除益			○	
仕入値引			○	
現金過不足			○	
自動販売機収入		○		
歯ブラシ・おむつ等販売収入		○		

収入科目	医療保健業の収入金額			医療保健業以外の収入金額 (d)
	社会保険診療分に係る収入金額 (a)	その他の収入金額 (b)	(b)に含まない(所得のあん分計算に用いない)金額 (c)	
印紙等販売収入		○	○ (販売差益の生じないもの)	
販売手数料		○		
各種補助金・委託料		○(注5)	○(注6)	
予防接種補助金・委託料		○		
救急医療協力金		○		
救急診療委託料		○		
休日準夜診療委託料		○		
各種(旅行・忘年会)協賛金		○		
各種祝金・協力金等		○		
保険解約・満期返戻金		○ (運用益部分)	○	
保険等の配当金		○		
生命保険金・損害保険金		○	○(注7) (支払相当額と相殺されたもの又は圧縮損等により収益反映しないもの)	
有価証券売却益		○		○ (事業と認められるもの)
償却資産売却益		○ (取得価額を超える部分)	○	
看護学院収入		○ (区分経理のできないもの)		○
施設等利用料		○		
土地譲渡益等				○
贈与・寄附金・受贈益等		○ (軽微なもの)		○
その他の事業に係る収入		○ (軽微なもの)		○
各種引当金及び準備金の繰戻額			○	
租税の還付金			○	
還付加算金		○		

(注1) 介護保険収入及び生活保護法に規定する介護扶助に係る収入のうち、社会保険診療分に係る収入金額は地方税法第72条の23第3項第2号及び第4号により、  
①訪問看護②訪問リハビリテーション③居宅療養管理指導④通所リハビリテーション⑤短期入所療養介護⑥介護予防訪問看護⑦介護予防訪問リハビリテーション⑧介護予防居宅療養管理指導⑨介護予防通所リハビリテーション⑩介護予防短期入所療養介護⑪介護保健施設サービス⑫指定介護療養施設サービス⑬介護医療院サービスに係る収入に限定されています。

(注2) (注1)に掲げるサービス以外の収入。  
詳細は6ページ「9 介護保険のサービスの種類と計上区分」を参照してください。

(注3) 保険外併用療養費、入院時食事療養費、訪問看護療養費、家族訪問看護療養費も同様の扱いです。

(注4) 法人税法第23条(受取配当等の益金不算入)の規定により、益金に算入されない金額が該当します。

(注5) 医療保健業に対する業務の対価として支払われる委託料、協力金、手当などの内容であるものは、その他の収入に含めてください。

(注6) (注5)以外の補助金、例えば、国・地方公共団体及びこれらに準ずる公的機関から収入した、施設整備に対する助成金、雇用に対する補助金、借入に対する助成金、臨床研修費補助金等が該当します。

(注7) 「支払相当額と相殺されたもの」とは、例えば損害保険又は生命保険の保険金のうち事故当事者等又は当該親族等へ支払った額をいい、「圧縮損等により収益反映しないもの」とは、法人税法等の規定により損金算入が認められる収入金額をいいます。損害保険金及び物的な損害の賠償金が、補修費用等実費相当額を超える金額、休業補償・所得保障等の保険金は、その他の収入に含まれません。

9 介護保険のサービスの種類と計上区分

(別紙様式2)

サービスの種類	略称 (「介護給付費等支払決定額内訳書」の表示)	計上区分			
		社会保険診療分		その他収入	
		区分	収入金額	区分	収入金額
介護給付関連 (介護保険法第40条)	1 居宅介護サービス費(第41条)				
	① 訪問介護(ホームヘルプ)	訪問介護		○	
	② 訪問入浴介護	訪問入浴介護		○	
	③ 訪問看護	訪問看護	○		
	④ 訪問リハビリテーション	訪問リハビリ	○		
	⑤ 居宅療養管理指導	居宅療養管理指導	○		
	⑥ 通所介護(デイサービス)	通所介護		○	
	⑦ 通所リハビリテーション(デイケア)	通所リハビリ	○※		
	⑧ 福祉用具貸与	福祉用具貸与		○	
	⑨ 短期入所生活介護(ショートステイ)	短期入所生活介護		○	
	⑩ 短期入所療養介護(ショートステイ)	短期入所老健施設 短期入所医療施設	○※		
	⑪ 特定施設入居者生活介護	特定施設生活介護		○	
	2 特例居宅介護サービス費(第42条)			○	
3 地域密着型介護サービス費(第42条の2)	① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	定期巡回随時		○	
	② 複合型サービス	複合型看小・看小短		○	
	③ 夜間対応型訪問介護	夜間対応訪問介護		○	
	④ 地域密着型通所介護	地域通所介護		○	
	⑤ 認知症対応型通所介護	認知症型通所介護		○	
	⑥ 小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型		○	
	⑦ 認知症対応型共同生活介護	認知症型共同生活		○	
	⑧ 地域密着型特定施設入居者生活介護	地域特定施設介護		○	
	⑨ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	地域老人福祉施設		○	
	4 特例地域密着型介護サービス費(第42条の3)			○	
5 居宅介護福祉用具購入費(第44条)	特定福祉用具販売		○		
6 居宅介護住宅改修費(第45条)	住宅改修		○		
7 居宅介護サービス計画費(第46条)(ケアプラン)	居宅介護支援		○		
8 特例居宅介護サービス計画費(第47条)(ケアプラン)			○		
9 施設介護サービス費(第48条)	① 指定介護福祉施設サービス(特別養護老人ホーム)	介護福祉施設		○	
	② 介護保健施設サービス(老人保健施設)	介護保健施設	○※		
	③ 指定介護療養施設サービス(療養病床等)	介護医療施設	○※		
	④ 介護医療院サービス	介護医療院	○※		
	10 特例施設介護サービス費(第49条)			○	
11 高額介護サービス費(第51条)			○		
12 特定入所者介護サービス費(第51条の3)	① 指定介護福祉施設サービス	特定入所者介護		○	
	② 介護保健施設サービス	特定入所者介護		○	
	③ 指定介護療養施設サービス	特定入所者介護		○	
	④ 介護医療院サービス	特定入所者介護		○	
	⑤ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	特定入所者介護		○	
	⑥ 短期入所生活介護	特定入所者介護		○	
	⑦ 短期入所療養介護	特定入所者介護		○	
	13 特例特定入所者介護サービス費(第51条の4)			○	
予防給付関連 (介護保険法第52条)	1 介護予防サービス費(第53条)				
	① 介護予防訪問入浴介護	予防訪問入浴介護		○	
	② 介護予防訪問看護	予防訪問看護	○		
	③ 介護予防訪問リハビリテーション	予防訪問リハビリ	○		
	④ 介護予防居宅療養管理指導	予防療養管理指導	○		
	⑤ 介護予防通所リハビリテーション(デイケア)	予防通所リハビリ	○※		
	⑥ 介護予防福祉用具貸与	予防福祉用具貸与		○	
	⑦ 介護予防短期入所生活介護	予防短期生活介護		○	
	⑧ 介護予防短期入所療養介護	予防短期老健施設 予防短期医療施設	○※		
	⑨ 介護予防特定施設入居者生活介護	予防特定施設介護		○	
	2 特例介護予防サービス費(第54条)			○	
3 地域密着型介護予防サービス費(第54条の2)	① 介護予防認知症対応型通所介護	予防認知症型通所		○	
	② 介護予防小規模多機能型居宅介護	予防小規模多機能		○	
	③ 介護予防認知症対応型共同生活介護	予防認知症型		○	
4 特例地域密着型介護予防サービス費(第54条の3)			○		
5 介護予防福祉用具購入費(第56条)	予防福祉用具販売		○		
6 介護予防住宅改修費(第57条)	介護予防住宅改修		○		
7 介護予防サービス計画費(第58条)(ケアプラン)	介護予防支援		○		
8 特例介護予防サービス計画費(第59条)(ケアプラン)			○		
9 高額介護予防サービス費(第61条)			○		
10 特定入所者介護予防サービス費(第61条の3)	① 介護予防短期入所生活介護	特定入所者介護		○	
	② 介護予防短期入所療養介護	特定入所者介護		○	
	11 特例特定入所者介護予防サービス費(第61条の4)			○	
居住費・食費・滞在費			○		
合計					

※ これらのうち、利用者負担(平成17年10月から保険給付の対象外)の居住費・食費・滞在費は「その他収入」に区分します。